**平成２１年（フ）第６９４４号**
大阪府高槻市牧田町６番31―106号
債務者　宅野　幸雄
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６９８１号**
大阪府寝屋川市池田旭町12番29号
債務者　西　　恵子（旧姓野山）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６９８９号**
大阪市浪速区幸町１丁目２番22―703号
債務者　辻村　清司
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６９９１号**
大阪府高槻市登町17番Ｂ７―709号
債務者　立石　紘一
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６９９２号**
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号　自立支援センターよどがわ
債務者　柴引　茂男
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６９９３号**
大阪市西淀川区柏里２―９―３　シャンクレール塚本501号室、住民票上の住所大阪府豊中市庄内幸町５丁目17番６号
債務者　田島　雅幸
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６９９６号**
大阪市生野区中川２丁目19番14号
債務者　滝本　良子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６９９８号**
大阪市天王寺区逢阪２丁目５番８号　ピア夕陽ヶ丘102号
債務者　濱田　淑江
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７００３号**
大阪市東淀川区東淡路１丁目３番１―105号
債務者　酒井　純一
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７００８号**
大阪府高槻市寿町３丁目37番18号
債務者　奥村　沙香
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７００９号**
大阪市住之江区南港東１丁目６番４―1015号
債務者　島﨑惠津子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第２５８号**
大阪府富田林市錦織南２丁目３番２号
債務者　天野　京美
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第７５０号**
大阪府岸和田市春木泉町１番22―403号、申立時の住所堺市南区城山台５丁１番１号、前住所和歌山県和歌山市手平５丁目３番17号
債務者　坂口八重子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第９１２号**
堺市中区八田北町498番地１　桃田マンション310号、申立時の住所堺市北区中百舌鳥町６丁1034番地６　１番館705号
債務者　管原　理佐（旧姓久禮）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第９１５号**
堺市北区百舌鳥西之町２丁227番地
債務者　森田　圭司
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第９３２号**
大阪府富田林市寺池台４丁目１番313―308号、申立時の住所大阪府富田林市大字伏山719番地41
債務者　上村　昌子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第９６２号**
堺市堺区大浜中町３丁13番５号
債務者　佐々木純子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係